

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成30年6月6日
【会社名】	株式会社スペースバリューホールディングス(注)1
【英訳名】	SPACE VALUE HOLDINGS CO., LTD.(注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森岡 篤弘(注)1
【本店の所在の場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号(注)1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	日成ビルド工業株式会社 執行役員経営戦略本部 部長 島田 英樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目2番18号
【電話番号】	(03)5418-5903
【事務連絡者氏名】	日成ビルド工業株式会社 執行役員経営戦略本部 部長 島田 英樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	19,608,249,109円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- (注)1 本届出書提出日現在におきまして、株式会社スペースバリューホールディングス(以下「当社」といいます。)は未成立であり、平成30年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。
- 2 本届出書提出日現在において未確定であるため、日成ビルド工業株式会社(以下「日成ビルド工業」といいます。)の平成30年3月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,556,584株 (注)1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。 (注)3、4

- (注)1 日成ビルド工業の発行済株式総数35,556,584株（平成30年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、日成ビルド工業の平成30年5月10日開催の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成30年6月28日開催予定の日成ビルド工業の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 日成ビルド工業は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。（注）1、2

- (注)1 普通株式は本株式移転により、当社が日成ビルド工業の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の日成ビルド工業の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する日成ビルド工業の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、日成ビルド工業の平成30年3月31日における株主資本の額（簿価）は19,608,249,109円であり、発行価額の総額のうち7,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により平成30年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

#### 3【募集の条件】

##### (1)【入札方式】

###### 【入札による募集】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

##### (2)【ブックビルディング方式】

###### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

###### 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

**4【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**5【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**(2)【手取金の使途】**

該当事項はありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

**第3【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1．本株式移転の目的及び理由

###### (1) 理由

当社グループは、安定的な経営基盤の確立による持続的な成長の実現に向けて、収益力・競争力の強化のための戦略的な投資を実施するとともに、グループ内事業の連携深化によるワンストップソリューションを展開し、グループシナジー効果の最大化を推進しております。

今後更なる成長戦略を推進していくうえで、グループ事業を支える組織体制並びに経営管理体制の再構築が必要と判断し、持株会社体制に移行することといたしました。

###### (2) 目的

当社グループは、以下の目的をもって持株会社体制に移行します。

###### 企業価値の最大化

グループ経営と業務執行を明確に分離したうえで、環境変化やグループ経営課題に柔軟かつ迅速に対応していく全体最適経営を行い、企業価値の最大化を目指します。

###### グループシナジー効果の最大化と経営の効率化

適時かつグループ横断的な連携戦略の強化と各事業会社における責任と役割の明確化により、グループシナジー効果の最大化と経営の効率化を図ります。

###### コーポレート・ガバナンス強化

持株会社によるグループ内部牽制機能の充実を進めることにより、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化します。

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社スペースバリューホールディングス ( 英文名 : SPACE VALUE HOLDINGS CO., LTD. )	
(2) 所在地	石川県金沢市金石北三丁目16番10号	
(3) 代表者及び役員就任 予定者	代表取締役社長 森岡 篤弘	現 日成ビルド工業(株) 代表取締役社長
	取締役副社長 森岡 直樹	現 日成ビルド工業(株) 代表取締役副社長
	取締役 菊地 潤也	現 日成ビルド工業(株) 取締役
	取締役 水野 聡彦	現 日成ビルド工業(株) 取締役
	取締役 鈴木 啓介	現 日成ビルド工業(株) 上席執行役員
	社外取締役 吉田 修平	現 日成ビルド工業(株) 社外取締役
	社外取締役 井上 善雄	現 日成ビルド工業(株) 社外取締役
	監査役 黒沢 均	現 ほくほくTT証券(株) 常勤監査役
	社外監査役 荒川 勝治	現 日成ビルド工業(株) 社外監査役
社外監査役 妹尾 喜三郎	現 日成ビルド工業(株) 社外監査役	
(4) 主な事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務	
(5) 資本金の額	7,000,000,000円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産の額（連結）	未定	
(8) 総資産の額（連結）	未定	

## 提出会社の企業集団の概要

当社と日成ビルド工業の状況は以下の通りであります。

日成ビルド工業は、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成30年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携 等
					当社役 員 (名)	当社従 業員 (名)				
(連結子会社) 日成ビルド工業株 式会社	石川県金沢市	7,002	システム建築事業 立体駐車場事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日成ビルド工業は当社の完全子会社になります。

当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日時点の状況は、次のとおりです。

## 関係会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱システムハウスアール アンドシー (注) 2、4、7	東京都品川区	1,436	システム建築事業	100	資金の貸借 役員の兼任 工事の請負 債務保証
㈱N B 建設 (注) 5	横浜市神奈川区	490	総合建設事業	100	役員の兼任 工事の請負 債務保証
㈱N B 建設北関東 (注) 7	埼玉県加須市	50	同上	100	資金の貸借 役員の兼任 工事の請負
㈱N B パーキング (注) 7	東京都港区	30	立体駐車場事業	100	資金の貸借 役員の兼任 不動産の賃貸 債務保証
㈱N B インベストメント (注) 7	東京都港区	30	開発事業	100	資金の貸借 役員の兼任 工事の請負
合同会社スペースバ リュー A 号 (注) 7	東京都港区	490	同上	100	資金の貸借 役員の兼任 債務保証
㈱N B マネジメント (注) 7	東京都港区	285	ファシリティマネ ジメント事業	100	資金の貸借 役員の兼任 不動産の賃貸
㈱N B ネットワークス (注) 7	東京都港区	30	経理、システム関 連業務	100	資金の貸借 役員の兼任 業務委託
N B N S 投資事業有限責 任組合 (注) 2、6	金沢市	2,060	投資法人の投資口 の取得及び保有	50	-
NISSEI BUILD ASIA PTE.LTD. (注) 2	シンガポール共和 国	シンガポールドル 57,212,500	立体駐車場事業	100	役員の兼任
P-PARKING INTERNATIONAL PTE LTD	シンガポール共和 国	シンガポールドル 4,000,000	立体駐車場事業	100 (100)	役員の兼任 債務保証

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
SPACE VALUE (THAILAND) CO., LTD. (注) 3、6	タイ王国	タイパーツ 10,000,000	立体駐車場事業	49 (49)	役員の兼任 債務保証
その他2社					

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4. (株)システムハウスアールアンドシーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	17,540百万円
	(2) 経常利益	1,001百万円
	(3) 当期純利益	689百万円
	(4) 純資産額	8,380百万円
	(5) 総資産額	16,411百万円

5. (株)NB建設については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	15,701百万円
	(2) 経常利益	715百万円
	(3) 当期純利益	482百万円
	(4) 純資産額	2,950百万円
	(5) 総資産額	8,450百万円

6. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

7. 当社は連結子会社各社にCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しております。

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

### 資本関係

本株式移転により、日成ビルド工業は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

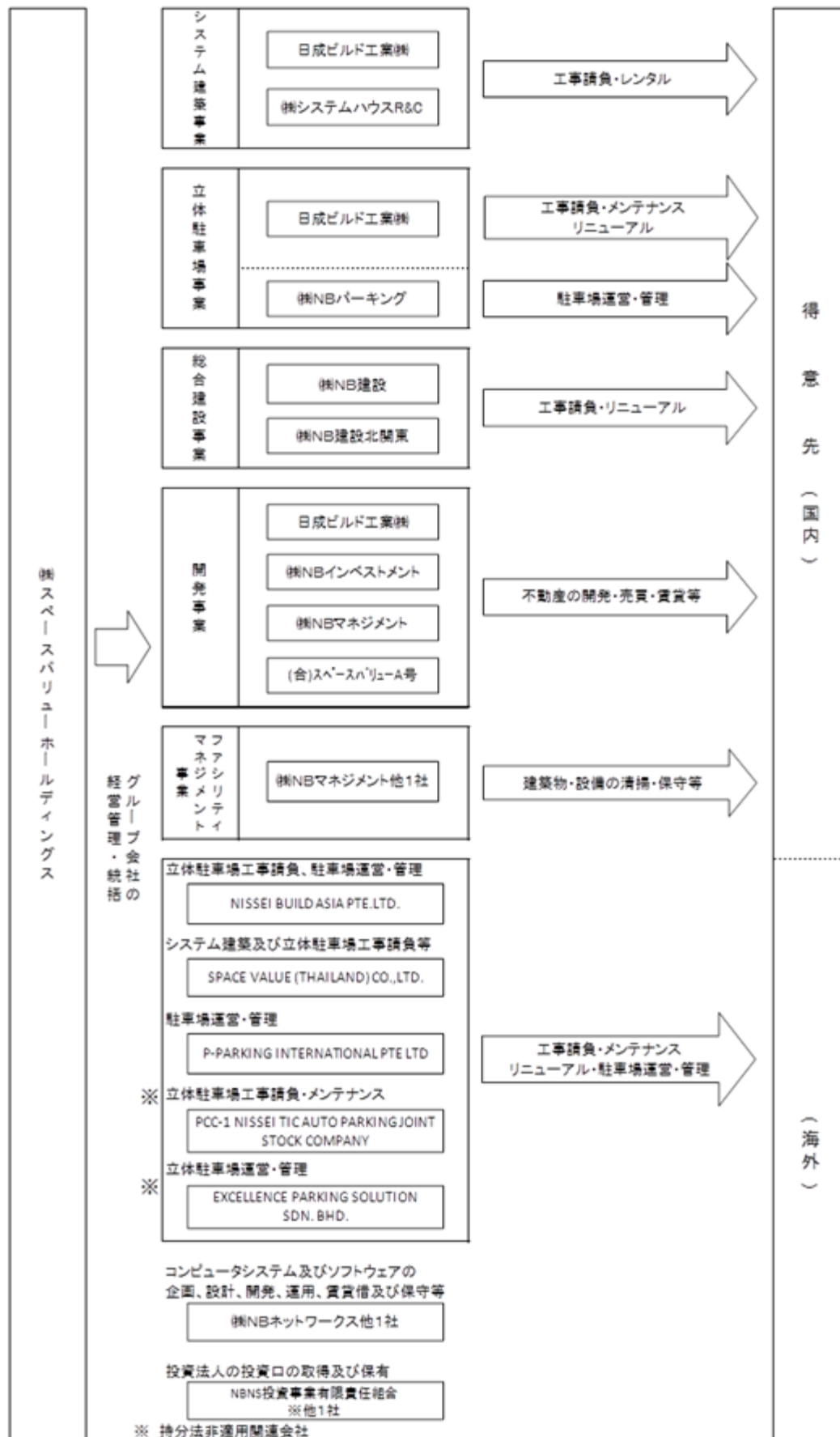
### 役員の兼任関係

当社の取締役は、日成ビルド工業及びグループ各社の取締役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

### 取引関係

当社の完全子会社である日成ビルド工業と関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、事業系統図は次の通りであります。



## 2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3【組織再編成に係る契約】

### 1．株式移転計画の内容の概要

日成ビルド工業は、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成30年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成30年5月10日開催の同社の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日成ビルド工業の株主に対し、その保有する日成ビルド工業の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成30年6月28日開催予定の日成ビルド工業の定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

### 2．株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

#### 株式移転計画書（写）

日成ビルド工業株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当会社は、単独株式移転の方法により、新たに設立する新会社の成立の日において、当会社の発行済株式の全部を新会社に取得させる本株式移転を行う。

（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 目的

新会社の目的は、別紙1「株式会社スペースバリューホールディングス 定款」の第2条に記載のとおりとする。

#### (2) 商号

新会社の商号は、「株式会社スペースバリューホールディングス」とし、英文では「SPACE VALUE HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

#### (3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、金沢市とする。

#### (4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

2 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の「株式会社スペースバリューホールディングス 定款」に記載のとおりとする。



（新会社の設立時取締役の氏名、設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第3条 新会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	森岡	篤弘
取締役	森岡	直樹
取締役	菊地	潤也
取締役	水野	聡彦
取締役	鈴木	啓介
社外取締役	吉田	修平
社外取締役	井上	善雄

2 新会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役	黒沢	均
社外監査役	荒川	勝治
社外監査役	妹尾	喜三郎

3 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する新会社の株式及びその割当て）

第4条 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の最終の当会社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。

2 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（新会社の資本金及び準備金の額）

第5条 新会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額	7,000,000,000円
(2) 資本準備金の額	1,000,000,000円
(3) 利益準備金の額	0円

## （新株予約権の取扱い）

第6条 新会社は、本株式移転に際して、基準時の当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された当社が発行している以下の表第1欄の から までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対し、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の から までに掲げる新会社の各新株予約権を交付する。また、新会社は、本株式移転に際して、当社が発行を予定する以下の表第1欄の に掲げる新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の に掲げる新会社の新株予約権を交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
日成ビルド工業株式会社 第1回新株予約権	別紙2	株式会社スペースバリューホールディングス 第1回新株予約権	別紙3
日成ビルド工業株式会社 第2回新株予約権	別紙4	株式会社スペースバリューホールディングス 第2回新株予約権	別紙5
日成ビルド工業株式会社 第3回新株予約権	別紙6	株式会社スペースバリューホールディングス 第3回新株予約権	別紙7
日成ビルド工業株式会社 第4回新株予約権	別紙8	株式会社スペースバリューホールディングス 第4回新株予約権	別紙9
日成ビルド工業株式会社 第5回新株予約権	別紙10	株式会社スペースバリューホールディングス 第5回新株予約権	別紙11
日成ビルド工業株式会社 第1回新株予約権（従業員用）	別紙12	株式会社スペースバリューホールディングス 第1回新株予約権（従業員用）	別紙13
日成ビルド工業株式会社 第2回新株予約権（従業員用）	別紙14	株式会社スペースバリューホールディングス 第2回新株予約権（従業員用）	別紙15
日成ビルド工業株式会社 第3回新株予約権（従業員用）	別紙16	株式会社スペースバリューホールディングス 第3回新株予約権（従業員用）	別紙17
日成ビルド工業株式会社 第4回新株予約権（従業員用）	別紙18	株式会社スペースバリューホールディングス 第4回新株予約権（従業員用）	別紙19
日成ビルド工業株式会社 第5回新株予約権（従業員用）	別紙20	株式会社スペースバリューホールディングス 第5回新株予約権（従業員用）	別紙21
日成ビルド工業株式会社 第6回新株予約権（従業員用）	別紙22	株式会社スペースバリューホールディングス 第6回新株予約権（従業員用）	別紙23

2 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の各新株予約権者に対し、その保有する前項の表第1欄 から までに掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ同項の表第2欄 から までに掲げる各新株予約権1個を割り当てる。

## （新会社の設立の日）

第7条 新会社の設立登記をすべき日（以下「新会社の設立の日」という。）は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

## （本計画承認株主総会）

第8条 当会社は、平成30年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

## （新会社の上場証券取引所）

第9条 新会社は、新会社の設立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

（新会社の株主名簿管理人）

第10条 新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第11条 本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当会社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第12条 本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 当会社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
- (2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

平成30年 5月10日

当会社：石川県金沢市金石北三丁目16番10号  
日成ビルド工業株式会社  
代表取締役社長 森岡 篤弘

## 別紙1「定款」

## 株式会社スペースバリューホールディングス 定款

## 第1章 総則

## (商号)

第1条 当社は、株式会社スペースバリューホールディングスと称し、英文では、SPACE VALUE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

## (目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する(当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う)ことを目的とする。

- (1) プレハブ建築及びプレハブ構築物の設計、製造、販売、設置及び賃貸
- (2) 建築工事及び土木工事の請負、設計、監理、施工及びコンサルティング
- (3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びコンサルティング
- (4) 建築用内・外装材の製造、販売、輸出入及び施工
- (5) 立体駐車場、時間貸駐車場管理機器、立体自動艇庫及び自動倉庫の設計、施工、請負、監理、製造、販売、輸出入、賃貸及びメンテナンス
- (6) 駐車場の運営、管理及びコンサルティング
- (7) 建築物及び設備の清掃、保守、管理及びコンサルティング
- (8) 各種クレーン及び自動制御装置の設計、製造、販売、設置、賃貸及びメンテナンス
- (9) 浄活水機器及び生ゴミ処理機器等の環境衛生設備機器の販売、施工、設置及びメンテナンス
- (10) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、設計、開発、運用、賃貸借及び保守並びにコンサルティング
- (11) 経営コンサルティング
- (12) 有価証券の運用、投資、売買及び保有
- (13) ホテル、旅館及び宿舍の開発、運営及び管理
- (14) 太陽光発電装置及び設備の設計、販売、設置、賃貸、保守及び管理並びに売電事業
- (15) 前各号に附帯関連する一切の業務

## (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を金沢市に置く。

## (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

## （発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

## （自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## （単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

## （単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

## （単元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

## （株主名簿管理人）

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

## （株式取扱規程）

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

## （招集）

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

## （定時株主総会の基準日）

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

## （招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## （決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## （議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

## （員数）

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

## （選任方法）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## （任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## （代表取締役及び役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## （取締役会の招集権者及び議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## （取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## （取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## （取締役会規則）

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## （報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## （取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

## （員数）

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

## （選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## （補欠監査役の予選の効力）

第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

## （任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## （常勤の監査役）

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## （監査役会の招集通知）

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

## （監査役会規則）

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## （報酬等）

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## （監査役の責任免除）

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

## （事業年度）

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

## （剰余金の配当の基準日）

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

## （中間配当）

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

## （配当金の除斥期間）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。



## 附則

## （最初の事業年度）

第1条 当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成31年3月31日までとする。

## （当初の取締役の報酬等）

第2条 第27条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等の額は年額400百万円以内とする。但し、この取締役の報酬等の額には使用人分給与は含まないものとする。

2 第27条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役（社外取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び日成ビルド工業株式会社（以下「日成ビルド工業」という。）の取締役（社外取締役及び当会社の取締役を兼任する者を除く。以下、本項において同じ。）（以下、合わせて「取締役等」という。）の報酬等のうち、当会社の設立の日から平成31年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報酬制度（以下、「本制度」という。）によるものの内容及びその報酬等の額の算定方法は、次のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬は、前項に定めるものとは別枠とする。

## （1）本制度の概要

本制度は、日成ビルド工業の第56期定時株主総会において承認可決された株式報酬制度と同種の内容の株式報酬制度である。当会社は、日成ビルド工業がみずほ信託銀行株式会社等と締結した平成28年8月26日付け株式給付信託契約について、平成30年10月1日をもって、日成ビルド工業の契約上の地位並びに権利及び義務を承継するものとする。

すなわち、本制度は、日成ビルド工業が平成30年9月30日までに抛出した金銭及び当社が必要に応じて平成30年10月1日以降に抛出する金銭を原資として、当会社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当会社株式及び当会社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当会社株式等」という。）が信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役等は、原則として、役員株式給付規程に定める在任中の一定時期に当会社株式等の給付（以下、「在任時給付」という。）を受けるとともに、取締役等の退任時に当会社株式等の給付（以下、「退任時給付」という。）を受ける。

## （2）本制度の対象者

取締役等

## （3）信託金額

日成ビルド工業は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間先行して取得するために必要となる資金を次の(ア)及び(イ)のとおり抛出し、本信託を設定した。

本信託は、下記(4)のとおり、日成ビルド工業が平成30年9月30日までに抛出した金銭又は当社が必要に応じて平成30年10月1日以降に抛出する金銭を原資として、当会社株式を取得する。

## （ア）在任時給付のための抛出

日成ビルド工業は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度に対応する必要資金としての金銭を抛出し、当会社は、必要に応じて、平成30年10月1日から平成31年3月末日で終了する事業年度に対応する必要資金としての金銭を抛出し（以下、これらの期間を合わせて「在任時給付当初対象期間」という。）、役員株式給付規程の定めに従い当該対象期間にかかる各事業年度に対応する所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行う。

## （イ）退任時給付のための抛出

日成ビルド工業は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度に対応する必要資金としての金銭を抛出し、当会社は、必要に応じて、平成30年10月1日から平成31年3月末日で終了する事業年度に対応する必要資金としての金銭を抛出し（以下、これらの期間を合わせて「退任時給付当初対象期間」という。）、役員株式給付規程の定めに従い当該対象期間にかかる各事業年度に対応する所定の期間の取締役等の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行う。

## （4）当会社株式の取得方法

在任時給付当初対象期間及び退任時給付当初対象期間に関して、本信託による当会社株式の取得を行う場合は、上記(3)により抛出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

## (5) 取締役等に給付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

## (ア) 在任時給付のためのポイントとその上限

取締役等には、在任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与される。在任時給付のため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、45,000ポイント（うち、当会社の取締役分として30,000ポイント）を上限とする。

## (イ) 退任時給付のためのポイントとその上限

取締役等には、退任時給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与される。退任時給付のため、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、75,000ポイント（うち、当会社の取締役分として60,000ポイント）を上限とする。

## (ウ) ポイントの換算と確定

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される。

下記(6)の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、上記(ア)により付与される在任時給付のためのポイントと、上記(イ)により付与される退任時給付のためのポイントとで区分して、各受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定する（以下、在任時給付のために確定したポイントを「在任時給付確定ポイント数」といい、退任時給付のために確定したポイントを「退任時給付確定ポイント数」という。）。

## (6) 当会社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

## (ア) 在任時給付

当会社の取締役等は、役員株式給付規程の定めに従い、在任中の所定の時期において受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)に記載のところに従って定められる在任時給付確定ポイント数に応じた数の当会社株式等について、役員株式給付規程に定められた所定の給付時期に本信託から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該在任時給付確定ポイント数に対応する当会社株式のうち役員株式給付規程に定められた一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託により当会社株式を売却する場合がある。

## (イ) 退任時給付

当会社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)に記載のところに従って定められる退任時給付確定ポイント数に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該退任時給付確定ポイント数に対応する当会社株式のうち役員株式給付規程の定めに従い各人毎に算出される一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託により当会社株式を売却する場合がある。

## (ウ) 報酬等の額の算定方法

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当会社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当会社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。）を基礎とする。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とする。

## (当初の監査役報酬等)

第3条 第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における監査役報酬等の額は年額22百万円以内とする。

## (附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもってこれを削除されるものとする。

## 別紙2「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 78個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は1,000株とする。ただし、後記13. に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月29日から平成53年8月28日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8．に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11．に準じて決定する。

## 10．募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11．その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5．の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5．の期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、前記9．に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア．新株予約権者が平成52年8月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年8月29日から平成53年8月28日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格（ $C$ ）

株価（ $S$ ）：平成23年8月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（ $X$ ）：1円

予想残存期間（ $T$ ）：9年2ヶ月間

株価変動性（ $\sigma$ ）：9年2ヶ月間（平成14年6月30日から平成23年8月29日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（平成23年3月期の実績配当金）÷前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成23年8月29日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成23年8月29日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19．本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20．発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21．その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙3「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 43個

前記総数は、割当予定数であり、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は500株とする。ただし、後記13.に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成53年8月28日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8．に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11．に準じて決定する。

## 10．募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11．その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5．の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5．の期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、前記9．に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア．新株予約権者が平成52年8月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年8月29日から平成53年8月28日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。



12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法  
募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。
13. 募集新株予約権を割当てる日  
平成30年10月1日とする。
14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。
15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法  
募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。  
前記の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
16. 募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社総務部またはその時々における当該業務担当部署
17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店
18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等  
募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。  
当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。
19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
20. 発行要項の公示  
当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙4「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 136個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は1,000株とする。ただし、後記13. に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月20日から平成54年7月19日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

## 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記 にかかわらず、新株予約権者は、前記5. の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成53年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年7月20日から平成54年7月19日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格（ $C$ ）

株価（ $S$ ）：平成24年7月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（ $X$ ）：1円

予想残存期間（ $T$ ）：10年11ヶ月間

株価変動性（ $\sigma$ ）：10年11ヶ月間（平成13年8月21日から平成24年7月20日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（平成24年3月期の実績配当金）÷前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成24年7月20日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年7月20日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19．本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20．発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21．その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙5「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 116個

前記総数は、割当予定数であり、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は500株とする。ただし、後記13. に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成54年7月19日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

## 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5. の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成53年7月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年7月20日から平成54年7月19日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法  
募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。
13. 募集新株予約権を割当てる日  
平成30年10月1日とする。
14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。
15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法  
募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。  
前記の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
16. 募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社総務部またはその時々における当該業務担当部署
17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店
18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等  
募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。  
当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。
19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
20. 発行要項の公示  
当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上



## 別紙6「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 117個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は1,000株とする。ただし、後記13. に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月12日から平成55年7月11日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に  
従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8．に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11．に準じて決定する。

## 10．募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11．その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5．の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5．の期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、前記9．に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア．新株予約権者が平成54年7月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年7月12日から平成55年7月11日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格（ $C$ ）

株価（ $S$ ）：平成25年7月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（ $X$ ）：1円

予想残存期間（ $T$ ）：10年3ヶ月間

株価変動性（ $\sigma$ ）：10年3ヶ月間（平成15年4月13日から平成25年7月12日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（平成25年3月期の実績配当金）÷前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成25年7月12日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年7月12日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19．本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20．発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21．その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙7「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権

## 2．募集新株予約権の総数 82個

前記総数は、割当予定数であり、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は500株とする。ただし、後記13．に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5．募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成55年7月11日までとする。

## 6．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7．譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8．募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8．に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11．に準じて決定する。

## 10．募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11．その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5．の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5．の期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、前記9．に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア．新株予約権者が平成54年7月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年7月12日から平成55年7月11日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成30年10月1日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙 8 「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 56個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は1,000株とする。ただし、後記13. に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月14日から平成56年7月13日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案



## 9．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3．に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6．に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8．に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11．に準じて決定する。

## 10．募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11．その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5．の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5．の期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、前記9．に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア．新株予約権者が平成55年7月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成55年7月14日から平成56年7月13日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア．は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格 ( $C$ )

株価 ( $S$ ) : 平成26年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格 ( $X$ ) : 1円

予想残存期間 ( $T$ ) : 12年10ヶ月間

株価変動性 ( $\sigma$ ) : 12年10ヶ月間（平成13年9月15日から平成26年7月14日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り ( $q$ ) : 1株当たりの配当金（平成26年3月期の実績配当金）÷前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成26年7月14日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年7月14日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19．本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20．発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21．その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙9「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権

## 2. 募集新株予約権の総数 44個

前記総数は、割当予定数であり、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は500株とする。ただし、後記13.に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成56年7月13日までとする。

## 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8. 募集新株予約権の取得条項

以下の、、またはの議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

## 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、新株予約権者は、前記5. の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成55年7月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成55年7月14日から平成56年7月13日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成30年10月1日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙10「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権

## 2．募集新株予約権の総数 50個

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は1,000株とする。ただし、後記13．に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5．募集新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月13日から平成57年7月12日までとする。

## 6．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7．譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8．募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

## 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記 にかかわらず、新株予約権者は、前記5. の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成56年7月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年7月13日から平成57年7月12日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。



## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格（ $C$ ）

株価（ $S$ ）：平成27年7月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（ $X$ ）：1円

予想残存期間（ $T$ ）：13年8ヶ月間

株価変動性（ $\sigma$ ）：13年8ヶ月間（平成13年11月14日から平成27年7月13日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率（ $r$ ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ $q$ ）：1株当たりの配当金（平成27年3月期の実績配当金）÷前記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成27年7月13日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年7月13日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記 の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19．本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20．発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21．その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙11「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権

## 2．募集新株予約権の総数 43個

前記総数は、割当予定数であり、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は500株とする。ただし、後記13．に定める募集新株予約権を割当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、新株予約権者という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5．募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成57年7月12日までとする。

## 6．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 7．譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 8．募集新株予約権の取得条項

以下の、 、 、 または の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、組織再編行為という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、残存新株予約権という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、再編対象会社という。）の新株予約権を以下の各号に定める条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記6. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

前記8. に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

後記11. に準じて決定する。

## 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

## 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、前記5. の期間内において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および監査役（社外監査役を除く。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、権利行使開始日という。）から10日を経過するまでの日に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記 にかかわらず、新株予約権者は、前記5. の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が平成56年7月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年7月13日から平成57年7月12日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

前記 および ア. は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができない。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 13. 募集新株予約権を割当てる日

平成30年10月1日とする。

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを後記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

前記の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて後記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙12「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 89個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月9日から平成35年4月8日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成25年5月21日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙13「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権（従業員用）

## 2．募集新株予約権の総数 30個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

ただし、下記14．に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5．

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、402円とする。ただし、行使価額は下記5．に定める調整に服する。

## 5．行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成35年4月8日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙14「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 120個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月29日から平成36年4月28日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成26年5月23日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙15「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）

## 2．募集新株予約権の総数 62個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

ただし、下記14．に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5．

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、524円とする。ただし、行使価額は下記5．に定める調整に服する。

## 5．行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できない証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成36年4月28日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙16「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 152個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成29年4月25日から平成37年4月24日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成27年5月25日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙17「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 114個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

ただし、下記14. に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、780円とする。ただし、行使価額は下記5. に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成37年4月24日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙18「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 75個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないうちは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月26日から平成38年4月25日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成28年5月23日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙19「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権（従業員用）

## 2．募集新株予約権の総数 73個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

ただし、下記14．に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5．

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、984円とする。ただし、行使価額は下記5．に定める調整に服する。

## 5．行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した(かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年10月1日から平成38年4月25日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙20「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 90個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成31年5月12日から平成39年5月11日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成29年6月12日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙21「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権（従業員用）

## 2．募集新株予約権の総数 88個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

ただし、下記14．に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5．

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,306円とする。ただし、行使価額は下記5．に定める調整に服する。

## 5．行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成31年5月12日から平成39年5月11日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙22「募集新株予約権の発行要項」

## 1. 募集新株予約権の名称 日成ビルド工業株式会社第6回新株予約権（従業員用）

## 2. 募集新株予約権の総数 356個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記14.に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

## 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成32年5月11日から平成40年5月10日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年6月11日



## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 別紙23「募集新株予約権の発行要項」

## 1．募集新株予約権の名称 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権（従業員用）

## 2．募集新株予約権の総数 356個

上記総数は、割当予定数であり、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

## 3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記14．に定める募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、5．

(2) の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、日成ビルド工業株式会社第6回新株予約権（従業員用）の行使価額（日成ビルド工業株式会社が平成30年9月30日までにに行った行使価額の調整を含む。）とする。ただし、行使価額は下記5．に定める調整に服する。

## 5．行使価額の調整

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。当社が株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 6. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成32年5月11日から平成40年5月10日まで

#### 7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記7. に準じて決定する。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (8) 新株予約権の取得条項

上記9. に準じて決定する。

## (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12. に準じて決定する。

## 11. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 12. その他の募集新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。

## 13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しないものとする。

## 14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成30年10月1日

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払い込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

## 16. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部またはその時々における当該業務担当部署

## 17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社北陸銀行金沢中央支店またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店

## 18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

## 19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取り扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取り扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

## 20. 発行要項の公示

当社は、本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

## 21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

**4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】****1．株式移転比率**

会社名	株式会社スペースバリューホールディングス (完全親会社)	日成ビルド工業株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1 本株式移転に伴い、日成ビルド工業の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。

なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 35,556,584株

上記新株式は、平成30年3月31日時点における日成ビルド工業の発行済株式総数を基に算出しております。

本株式移転の効力発生に先立ち、日成ビルド工業の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

**2．株式移転比率の算定根拠等**

本株式移転においては、日成ビルド工業単独の株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転時の日成ビルド工業の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する日成ビルド工業の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

**3．本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い**

日成ビルド工業が発行している新株予約権については、日成ビルド工業新株予約権の新株予約権者に対し、その有する日成ビルド工業新株予約権に代えて同等の当社新株予約権が交付され、割り当てられます。

なお、新株予約権付社債については、日成ビルド工業は発行しておりません。

**5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】**

該当事項はありません。

**6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】**

該当事項はありません。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### 買取請求権の行使について

日成ビルド工業の株主が、その有する日成ビルド工業の普通株式につき、日成ビルド工業に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日成ビルド工業に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日成ビルド工業が上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法について

日成ビルド工業の株主による議決権の行使の方法としては、平成30年6月28日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日成ビルド工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日成ビルド工業に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年6月27日午後5時45分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成30年6月25日までに、日成ビルド工業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、日成ビルド工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

#### 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における日成ビルド工業の株主名簿に記載又は記録された日成ビルド工業の株主に割り当てられます。株主は、自己の日成ビルド工業の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることができます。

### 2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、本株式移転に際して、基準時の日成ビルド工業の新株予約権原簿に記載又は記録された日成ビルド工業が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の当社の新株予約権を交付します。また、当社は、本株式移転に際して、日成ビルド工業が発行を予定する新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の当社の新株予約権を交付します。

当社は、本株式移転に際して、上記に基づき割当ての対象となる基準日における日成ビルド工業の新株予約権者に対し、その保有する日成ビルド工業の新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個を割り当てます。

## 8【組織再編成に関する手続】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日成ビルド工業は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、日成ビルド工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日成ビルド工業の本店において平成30年6月8日よりそれぞれ備え置く予定であります。

は、平成30年5月10日開催の日成ビルド工業の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、日成ビルド工業の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日成ビルド工業の営業時間内に日成ビルド工業の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### 2．株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成30年3月31日
株式移転計画書承認取締役会	平成30年5月10日
株式移転計画書承認定時株主総会	平成30年6月28日（予定）
上場廃止日	平成30年9月26日（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成30年10月1日（予定）
持株会社新規上場日	平成30年10月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日成ビルド工業の株主が、その所有する日成ビルド工業の普通株式につき、日成ビルド工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成30年6月28日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日成ビルド工業に通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日成ビルド工業が、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。



## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日成ビルド工業の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これら日成ビルド工業の連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	25,487	41,854	44,063	55,525	79,921
経常利益 (百万円)	1,979	2,490	3,336	4,492	6,698
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	1,747	1,753	2,395	2,884	3,917
包括利益 (百万円)	2,036	1,701	3,160	2,978	5,878
純資産額 (百万円)	12,875	14,151	16,698	20,724	26,317
総資産額 (百万円)	35,152	37,954	43,695	52,690	72,618
1株当たり純資産額 (円)	194.34	213.28	256.51	293.41	357.89
1株当たり当期純利益金額 (円)	26.09	26.50	37.03	42.11	55.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	26.03	26.39	36.83	41.79	55.46
自己資本比率 (%)	36.58	37.19	38.06	39.15	34.50
自己資本利益率 (%)	14.17	13.00	15.58	15.48	17.15
株価収益率 (倍)	7.59	9.28	7.99	9.14	9.87
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	50	1,633	1,728	4,818	11,442
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,266	2,248	2,004	8,842	7,823
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	2,364	1,744	55	5,204	460
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	6,678	4,679	4,492	5,724	8,880
従業員数 (人)	632	637	654	717	1,026

(注) 売上高には消費税等は含まれていません。

## 第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成30年5月10日 日成ビルド工業の取締役会において、日成ビルド工業の単独株式移転による持株会社「株式会社スペースバリューホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成30年6月28日（予定） 日成ビルド工業の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日成ビルド工業がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成30年10月1日（予定） 日成ビルド工業が株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、日成ビルド工業の沿革につきましては、日成ビルド工業の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は持株会社として、子会社等の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務を行う予定です。

また、当社は、完全子会社となる日成ビルド工業、連結子会社14社及び持分法非適用関連会社3社（平成30年3月31日現在）により構成され、システム建築事業、立体駐車場事業、総合建設事業、開発事業及びファシリティマネジメント事業を主たる業務としております。

なお、事業系統図については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（2）提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 取引関係」に記載のとおりです。

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

## 5【従業員の状況】

## (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

## (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
システム建築事業	786
立体駐車場事業	
総合建設事業	172
開発事業	6
ファシリティマネジメント事業	28
全社(共通)	231
合計	1,223

(注) 1. システム建築事業及び立体駐車場事業については、同一の従業員が複数の事業に従事しているため、区分して従業員数を記載しておりません。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、当該事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる日成ビルド工業及び一部の関係会社を除く関係会社につきましては、労働組合は結成されておりません。

(株)システムハウスールアンドシーは、ユニオン・ショップ制度によるシステムハウスR&Cユニオンが組織されており、平成30年3月31日現在における組合員数は156名であります。

また、(株)NB建設は、ユニオン・ショップ制度によるNB建設労働組合が組織されており、平成30年3月31日現在における組合員数は98名であります。

なお、共に労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

### 2【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により日成ビルド工業の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における日成ビルド工業の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。

日成ビルド工業の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において日成ビルド工業が判断したものです。また、次に掲げる事項は、すべてのリスク等を網羅したものではなく、これらに限定されるものではありません。

#### (1) 建設資材価格等の高騰

建設資材価格の高止まりや労働力不足に伴う労務単価の上昇懸念など予断を許さない状況にありますが、当社グループとしては生産効率の向上や既存製品の規格統一化の推進など原価低減に努めております。しかしながら、建設資材価格や労務単価が予想を超え大幅に上昇あるいは急激に上昇し、これを販売価格に転嫁できない場合や自助努力により吸収できない場合には、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 企業間競争の激化

建設市場においては、受注獲得に向け競合他社との競争が激化している状況にあります。当社グループとしては、システム建築事業、立体駐車場事業及び総合建設事業を軸に、過度な価格競争に陥ることがないように、製品開発スピードの向上や企画提案力の強化等に取り組んでおります。しかしながら、景気見通しの悪化や金利の上昇等に伴う民間設備投資の抑制、公共投資の削減等の政策によっては更なる企業間競争の激化を招き、売上高の減少や利益率の低下など当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 法的規制

当社グループの属する建設業界は、建設業法、建築基準法等の法的規制を受けております。法律の改廃や新たな規制の新設、適用基準の変更等によっては、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、環境及び安全への対策やそれらに配慮した事業活動を行っておりますが、環境関連法令の改正等によっては、当社グループに新たな負担が発生する可能性があります。

#### (4) 瑕疵責任

当社グループは、製品の設計、開発、製造及び施工にあたっては、法令等の遵守、安全管理のほか、品質管理など十分配慮しておりますが、製品に予期しない欠陥や施工不良等が生じ、改修や損害賠償等が生じる可能性があります。多額な処理費用の発生や当社グループの信用の低下等が生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 資産価値の下落による影響

今後の経営環境の変化等により、たな卸資産及び固定資産の資産価値が低下した場合には、たな卸資産の簿価切り下げ及び減損処理が適用され、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 災害等

当社グループの生産拠点及び物流拠点は、市場性、原材料調達先、外注加工先等との関係及び輸送条件並びに経営資源の有効的な活用などの観点に加え、地震、台風等の自然災害又は不測の事故が発生した場合にも、この影響が最小限に抑えられるようロケーションを決定しておりますが、万一これらが発生した場合には、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

**(7) 不動産開発**

当社グループは、収益安定型であるストック型ビジネスの拡大のため、不動産開発を行っておりますが、地価や開発コストの上昇など想定外の費用の発生又は開発計画の遅延若しくは中止を余儀なくされる場合には、当社グループの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

**3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

**4【経営上の重要な契約等】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照ください。

**5【研究開発活動】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日成ビルド工業の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日成ビルド工業の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日成ビルド工業の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

平成30年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

#### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

#### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,556,584	㈱東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式数であり、単元株式数は100株であります。
計	35,556,584		

(注) 1. 日成ビルド工業の発行済株式総数35,556,584株(平成30年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

2. 日成ビルド工業は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、日成ビルド工業が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その有する日成ビルド工業の新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

## ・株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	43(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権の発行要項の「3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権の発行要項の「4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成53年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙3 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権の発行要項の「6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権の発行要項の「11. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権の発行要項の「9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。



## 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	116(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙5 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙5 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成54年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙5 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権の発行要項の「6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権の発行要項の「11.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権の発行要項の「9.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	82(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙7 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙7 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成55年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙7 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権の発行要項の「6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権の発行要項の「11.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権の発行要項の「9.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	44(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙9 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙9 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成56年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙9 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権の発行要項の「6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権の発行要項の「11.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙9 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権の発行要項の「9.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	43(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙11 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙11 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成57年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙11 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権の発行要項の「6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権の発行要項の「11.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権の発行要項の「9.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	30(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙13 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)の発行要項の「3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙13 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)の発行要項の「4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成35年4月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙13 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)の発行要項の「7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)の発行要項の「12. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13 株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)の発行要項の「10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権(従業員用)の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権(従業員用)1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権(従業員用)の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 （平成30年10月1日）
新株予約権の数（個）	62（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	株式移転計画書 別紙15 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）の発行要項の「3．募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	株式移転計画書 別紙15 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）の発行要項の「4．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成36年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	株式移転計画書 別紙15 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）の発行要項の「7．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）の発行要項の「12．その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙15 株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）の発行要項の「10．組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

（注）平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権（従業員用）の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権（従業員用）の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	114(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙17 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙17 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成37年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙17 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)の発行要項の「7.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)の発行要項の「12.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙17 株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)の発行要項の「10.組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権(従業員用)の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権(従業員用)1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権(従業員用)の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	73(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙19 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)の発行要項の「3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙19 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)の発行要項の「4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成30年10月1日 至 平成38年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙19 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)の発行要項の「7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙19 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)の発行要項の「12. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙19 株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)の発行要項の「10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権(従業員用)の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権(従業員用)1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権(従業員用)の行使等により変動する可能性があります。



## 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	88(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙21 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)の発行要項の「3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙21 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)の発行要項の「4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成31年5月12日 至 平成39年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙21 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)の発行要項の「7.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙21 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)の発行要項の「12.その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙21 株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)の発行要項の「10.組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成30年3月31日現在の日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権(従業員用)の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権(従業員用)1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権(従業員用)の行使等により変動する可能性があります。

## 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権（従業員用）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	356(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙23 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)の発行要項の「3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙23 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)の発行要項の「4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成32年5月11日 至 平成40年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	株式移転計画書 別紙23 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)の発行要項の「7. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙23 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)の発行要項の「12. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙23 株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)の発行要項の「10. 組織再編における募集新株予約権の消滅および組織対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成30年5月10日現在の日成ビルド工業株式会社第6回新株予約権(従業員用)の個数であります。当社は、株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権と同数の株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権(従業員用)1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに日成ビルド工業株式会社第6回新株予約権(従業員用)の行使等により変動する可能性があります。

## 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は以下のとおりとなる予定です。

## ・株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権

取締役会決議年月日	平成23年8月10日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の取締役（社外除く）7名 日成ビルド工業の監査役（社外除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権の決議年月日です。

## ・株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権

取締役会決議年月日	平成24年6月28日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の取締役（社外除く）7名 日成ビルド工業の監査役（社外除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権

取締役会決議年月日	平成25年6月25日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の取締役（社外除く）7名 日成ビルド工業の監査役（社外除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権

取締役会決議年月日	平成26年6月26日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の取締役（社外除く）8名 日成ビルド工業の監査役（社外除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権

取締役会決議年月日	平成27年6月25日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の取締役（社外除く）8名 日成ビルド工業の監査役（社外除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第1回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成25年4月8日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員7名 日成ビルド工業の従業員32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第1回新株予約権（従業員用）の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第2回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成26年4月28日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員12名 日成ビルド工業の従業員41名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第2回新株予約権（従業員）の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第3回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成27年4月24日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員11名 日成ビルド工業の従業員57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第3回新株予約権（従業員）の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第4回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成28年4月25日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員10名 日成ビルド工業の従業員48名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第4回新株予約権（従業員）の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第5回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成29年5月11日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員14名 日成ビルド工業の従業員57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第5回新株予約権（従業員）の決議年月日です。

## ．株式会社スペースバリューホールディングス第6回新株予約権（従業員用）

取締役会決議年月日	平成30年5月10日（注）
付与対象者の区分及び人数	日成ビルド工業の執行役員15名 日成ビルド工業の従業員47名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 日成ビルド工業株式会社第6回新株予約権（従業員）の決議年月日です。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年10月1日	35,556,584	35,556,584	7,000,000	7,000,000	1,000,000	1,000,000

(注) 日成ビルド工業の発行済株式総数35,556,584株(平成30年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	30	29	188	83	9	6,465	6,804	-
所有株式数 (単元)	-	152,646	6,633	45,777	51,079	77	98,908	355,120	44,584
所有株式数の割 合(%)	-	42.99	1.87	12.89	14.38	0.02	27.85	100	-

(注) 1. 自己株式271,823株は、「個人その他」に2,718単元、「単元未満株式の状況」に23株含まれております。

また、「金融機関」には、「株式給付信託」導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する日成ビルド工業株式2,255単元が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する日成ビルド工業株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式と表示しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が250単元含まれております。

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 271,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,240,200	352,402	
単元未満株式	普通株式 44,584		
発行済株式総数	35,556,584		
総株主の議決権		352,402	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「株式給付信託」導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式225,560株(議決権の数2,255個)及び証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権の数250個)含まれております。

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日現在の自己株式等については、以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日成ビルド工業株式会社	金沢市金石北3丁目16番10号	271,800		271,800	0.76
計		271,800		271,800	0.76

(注) 上記のほか、「株式給付信託」導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式が225,560株あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。



### 3【配当政策】

当社は、財務状況や将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針とし、業績及び今後の事業展開等を勘案し、配当を行う予定です。また、内部留保資金については、事業の拡大を図るための有効投資に備え、将来の利益還元に資するために活用する予定です。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会とする予定です。また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定める予定です。

### 4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の株価の推移は以下のとおりです。

#### （1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高（円）	303	320	442	599	673 1,521
最低（円）	141	216	284	356	503 1,146

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2．印は、株式併合（平成29年10月1日、2株 1株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### （2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年11月	12月	平成30年1月	2月	3月	4月
最高（円）	1,382	1,521	1,484	1,442	1,324	1,377
最低（円）	1,188	1,353	1,372	1,146	1,208	1,278

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

## 5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性10名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役		森岡 篤弘	昭和37年3月29日生	昭和61年4月 日成ビルド工業株式会社入社 平成3年9月 同社社長室長 平成3年11月 同社取締役社長室長 平成5年11月 同社常務取締役社長室長 平成7年6月 同社専務取締役社長室長 平成7年11月 同社専務取締役社長室長兼 電子機器開販事業本部長 平成9年5月 同社専務取締役総務・人 事・財務総括兼社長室長・ 国際事業本部長 平成9年6月 同社取締役副社長総務・人 事・財務総括兼社長室長・ 国際事業本部長 平成10年6月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成25年12月 株式会社NBインベストメ ント代表取締役就任(現 任) 平成27年11月 合同会社スペースバリュー A号職務執行者就任(現 任)	(注)3	716
取締役		森岡 直樹	昭和37年1月15日生	平成15年6月 日拓産業株式会社代表取締 役副社長 平成16年6月 日成ビルド工業株式会社執 行役員事業推進部建材担当 兼務 平成17年4月 日成ビルド工業株式会社入 社 平成17年5月 同社上席執行役員建材事業 推進部長兼営業企画部長 平成18年4月 同社上席執行役員営業本部 長兼営業企画部長 平成18年6月 同社取締役営業本部長兼営 業企画部長 平成21年4月 同社取締役メンテナンス本 部長 平成23年6月 同社常務取締役メンテナ ンス本部長 平成24年4月 同社専務取締役 平成28年4月 同社代表取締役副社長就任 (現任)	(注)3	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		菊地 潤也	昭和42年10月1日生	平成4年10月 KPMG センチュリー監査法人入所 (現新日本有限責任監査法人) 平成8年4月 北斗監査法人入所 (現仰星監査法人) 平成16年8月 税理士法人ウィン代表社員 (現税理士法人ウィン・コンサルティング) 平成17年6月 日成ビルド工業株式会社取締役 平成22年3月 株式会社日本エスコン取締役就任(現任) 平成26年6月 友朋監査法人代表社員就任 平成27年6月 株式会社NB ネットワークス代表取締役社長就任(現任) 平成28年9月 税理士法人ウィン・コンサルティング社員就任(現任) 平成29年4月 日成ビルド工業株式会社取締役管理本部担当就任(現任)	(注)3	16
取締役		水野 聡彦	昭和37年7月29日生	昭和61年4月 株式会社住友銀行入行 (現株式会社三井住友銀行) 平成26年4月 同行銀座エリア支店長 平成28年5月 日成ビルド工業株式会社上席執行役員経営戦略室室長 平成29年4月 同社上席執行役員経営戦略本部長 平成29年6月 同社取締役経営戦略本部長就任(現任)	(注)3	0
取締役		鈴木 啓介	昭和39年11月22日生	昭和62年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 平成24年8月 同行神谷町支店長 平成27年4月 同行新宿南口支店長 平成29年6月 日成ビルド工業株式会社上席執行役員経営戦略本部長就任(現任)	(注)3	-
取締役		吉田 修平	昭和27年6月19日生	昭和57年4月 弁護士登録 昭和61年4月 吉田修平法律事務所開業 (現任) 平成21年9月 株式会社エム・エイチ・グループ社外監査役就任(現任) 平成25年1月 野村不動産マスターファンド投資法人監督役員 平成26年12月 株式会社アスコット社外監査役就任(現任) 平成27年6月 日成ビルド工業株式会社取締役就任(現任) 平成29年6月 野村不動産マスターファンド投資法人執行役員就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		井上 善雄	昭和39年11月8日生	昭和62年4月 株式会社日本興業銀行入行 (現株式会社みずほ銀行) 平成10年3月 株式会社巴川製紙所入社 平成11年6月 同社取締役 平成12年3月 同社常務取締役 平成14年6月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成15年1月 同社CEO就任(現任) 平成19年6月 日本山村硝子株式会社社外 取締役就任(現任) 平成28年6月 日成ビルド工業株式会社取 締役就任(現任)	(注)3	1
監査役		黒沢 均	昭和33年5月2日生	昭和56年4月 株式会社北陸銀行入行 平成15年4月 同行今立支店長 平成23年6月 同行渋谷支店長 平成25年6月 同行市場金融部長 平成28年6月 同行総合企画部上席推進役 平成29年1月 ほくほくT T証券株式会社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		荒川 勝治	昭和13年1月13日生	平成7年4月 ソニーコンシューマーマーケ ティング株式会社中部営業 統括部長 平成9年4月 財団法人錢五顕彰会理事就 任(現任) 平成16年6月 日成ビルド工業株式会社監 査役就任(現任)	(注)4	58
監査役		妹尾 喜三郎	昭和22年9月25日生	昭和45年4月 大蔵省入省 昭和50年7月 北見税務署長 平成7年5月 大臣官房会計課長 平成9年7月 理財局次長 平成10年7月 東京税関長 平成11年7月 印刷局長 平成12年7月 日本道路公団理事 平成16年2月 独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構理事 平成19年8月 財団法人地域総合整備財団 常務理事 平成19年12月 交易財団法人日本高等教育 評価機構大学評価判定委員 会委員就任(現任) 平成20年11月 株式会社ビッグカメラ取締 役副社長 平成29年6月 日成ビルド工業株式会社監 査役就任(現任)	(注)4	-
計						814

- (注) 1. 取締役 吉田修平、井上善雄は、社外取締役であります。
2. 監査役 黒沢均、荒川勝治及び妹尾喜三郎は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、当社の設立日である平成30年10月1日から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時  
まであります。
4. 監査役の任期は、当社の設立日である平成30年10月1日から平成34年3月期に係る定時株主総会の終結の時  
まであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下の経営理念のもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、そして社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、信頼される企業として成長していくことを基本方針としております。

- ・素直に思ったことを、率直に話し合い、正直に行動し信頼関係を築こう。
- ・随所作主の精神で、社員一人ひとりが経営に参加する全員経営の意識を持とう。
- ・社会貢献の出来るサービスを提供し、顧客満足度の向上を目指そう。
- ・市場の変化に迅速かつ的確に対応し、常に企業価値を高める企業体質を目指そう。

当社に関わるそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たし、事業活動を継続するためには、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化が重要であると認識しております。また、経営の透明性の向上や公正性の確保等に努め、合理的かつ機動的な経営活動が継続的に企業価値を高めるものと考えており、当社は適時適切な情報開示に取り組みとともに、あらゆるステークホルダーとの接点を大切に、信頼関係を築いていきます。

#### 会社の機関の内容

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。取締役会は、取締役7名、うち2名が社外取締役で構成される予定であり、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、子会社を含めた重要な業務執行状況を監督する予定であります。監査役会は、監査役3名、うち2名が社外監査役で構成される予定であり、重要会議に出席するほか、重要な書類を閲覧することにより、客観的かつ中立的な立場から、より一層の強固な経営監視機能を果たしていく予定であります。

#### 内部統制システムの整備の状況

金融商品取引法に定める内部統制報告制度への対応を含め内部統制システムの構築を実施し、内部統制システム及びコンプライアンス体制の整備を行う予定であります。

#### リスク管理体制の整備に関する方針

業務執行に伴い発生する可能性のある各種のリスクについて、各職制で対応するものから、組織や各種会議体、組織横断的な委員会に対応するものまで、経営への影響度に応じて柔軟に対応していく予定であります。

#### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の取締役を兼務する当社の取締役が重要な子会社の取締役会等の重要な会議に出席することにより法令等の適合性及び業務の適正性等を把握するとともに、その状況を当社の取締役会、経営会議等の重要な会議にて報告を行う予定であります。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

監査役会は、社外監査役2名を含む3名（常勤の監査役1名）の監査役から構成される予定であり、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤の監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、経営の監視・監督を行う予定であります。また、各監査役は、業務監査及び会計監査を計画的に実施し、会計監査人からは、必要と認められた都度、監査結果の報告及びその説明を受け、情報の交換等相互に連携を図っていく予定であります。

また、内部統制システムの有効性を高めるため、常勤の監査役及び内部統制担当取締役と必要に応じて情報や意見を交換し連携を強めていく予定であります。また、常勤の監査役は、内部統制システムに関する事項等について、社外取締役及び社外監査役と情報や意見を交換し監査役監査の実効性を高めていく予定であります。

#### 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結する予定であります。

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役として吉田修平氏と井上善雄氏を選任する予定であります。

吉田修平氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任する予定であります。

井上善雄氏は、金融機関において培った経験及び上場企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業界の枠を超えて当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をする予定であります。

当社は社外監査役として荒川勝治氏及び妹尾喜三郎氏を選任する予定であります。

荒川勝治氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、社外監査役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任する予定であります。

妹尾喜三郎氏は、行政分野及び上場会社において要職を歴任する中で培った豊富な経験と高い見識により、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、社外監査役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任する予定であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明文化された基準又は方針はありませんが、東京証券取引所の社外役員の独立性に関する事項を参考に独立役員を選任する予定であります。

なお、当社は社外取締役 吉田修平氏及び井上善雄氏、社外監査役 荒川勝治氏及び妹尾喜三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員としてそれぞれ届け出る予定であります。

当社と社外取締役候補者及び社外監査役候補者との間には人的関係、その他の利害関係はありません。

#### 役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする予定であります（但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等の額は年額400百万円以内（使用人分給とは含まないものとする。）とし、監査役の報酬等の額は年額22百万円以内とする旨を定款に定める予定であります。）。また、中長期的な業績と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、上記と別枠で取締役（社外取締役を除くものとする。）に対し株式報酬制度を導入する予定であります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定であります。なお、当該責任限定が認められるものは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の現任となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定める予定であります。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的として会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定であります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。

#### その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定であります。

**(2)【監査報酬の内容等】****【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任あずさ監査法人に委嘱する予定であります。

**【その他重要な報酬の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は新設会社であるため未定であります。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成29年6月27日提出）及び四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月9日及び平成30年2月9日提出）をご参照ください。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された当社株式500株(5単元)以上保有の株主様を対象に保有株数に応じて「金沢の特産品」等を贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月27日 関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第58期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月10日 関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月9日 関東財務局長に提出。

事業年度 第58期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日） 平成30年2月9日 関東財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成30年6月6日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月16日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年11月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転の決定）の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月10日に関東財務局長に提出。

##### 【訂正報告書】

該当事項はありません。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

- 日成ビルド工業株式会社本社  
（石川県金沢市金石北三丁目16番10号）
- 日成ビルド工業株式会社東京支社  
（東京都港区芝三丁目2番18号）
- 日成ビルド工業株式会社大阪支店  
（大阪市中央区高麗橋四丁目5番2号）
- 日成ビルド工業株式会社名古屋支店  
（名古屋市中村区名駅南二丁目10番22号）
- 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第六部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日成ビルド工業の平成30年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	5,632	15.98
有限会社森岡インターナショナル	金沢市金石東2-13-12	2,275	6.46
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUMDS/UCITS ASSETS （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG （東京都中央区日本橋3-11-1）	1,700	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	1,649	4.68
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1-2-26	1,342	3.81
株式会社北國銀行	金沢市広岡2-12-6	1,303	3.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	976	2.77
森岡 篤弘	金沢市	716	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海1-8-11	632	1.79
阪和興業株式会社	東京都中央区築地1-13-1	616	1.75
計		16,844	47.80

## &lt; 当期連結財務諸表に対する監査報告書 &gt;

当社は、株式移転の手續きに基づき平成30年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

## &lt; 当期財務諸表に対する監査報告書 &gt;

当社は、株式移転の手続きに基づき平成30年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。